

[様式1-1]

異動願(届)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
下記のとおり願出(届出)いたします。

☐ 返還誓約書の機構送付(学校記入項目。送付済の場合は☑。返還誓約書を送付していない場合、本願(届)を作成できません。)

学校名		学籍番号	届出年月日	20	年	月	日
学部・学科 (課程・研究科)		フリガナ	生年月日	西暦	年	月	日
奨学生番号		氏名		学年	年		
併用貸与の者はそれぞれの奨学生番号を記入。 ただし、短縮卒業・修了を除く通常の辞退の場合は、該当の奨学生番号のみを記入。							
①	0	②	0				

以下、該当する異動種別(【退学】【辞退】等)及び異動事由(病気、経済事情等)を☑で選択。太枠は必須。

貸与終了に係る異動

記入者	☐ 【退学】	
奨学生	☐ 病気 ☐ 一身上 ☐ 経済事情 ☐ その他	
学校	退学日/除籍日 20 年 月 日 ※「決定日」は、授業料未納により退学日/除籍日が遡る場合に記入。 (休学から復学せず退学/除籍となり、その日付が遡る場合も同様に記入。) 決定日に基づいた異動始期で「退学(除籍)」の入力をしてください。 ●授業料未納により退学日/除籍日が遡りますか、いいえ → 記入不可 はい ↓ 記入必須 退学/除籍決定日 20 年 月 日	

記入者	☐ 【辞退(奨学生の自署が必要)】	
奨学生	☐ 病気 ☐ 経済事情 ☐ 一身上 ☐ 他奨学生採用 ☐ その他 最終受領希望年月 20 年 月 分迄	
学校	卒業期※ 20 年 月 (見込) ※ 学籍確認のため卒業期の記入は必須。 すでに退学/除籍が決定しているが退学日/除籍日に基づく異動始期の 前月以前の振込みが保留されており、最終振込年月までで辞退する 場合は、左欄「退学日/除籍日」を記入。	

記入者	☐ 【死亡】	
学校	☐ 病気 ☐ その他 死亡日 20 年 月 日	

記入者	☐ 【辞退(短縮卒業・修了)】	
学校	卒業日/修了日 20 年 月 日	

「辞退する奨学生の方へ」

辞退後、卒業期までの返還期限猶予を希望する場合は、スカラネット・パーソナルから在学猶予願(在学届)を提出してください。

休止

記入者	☐ 【休止(通常の休学)】	
奨学生	☐ 病気 ☐ 一身上 ☐ 経済事情 ☐ その他	
学校	休学日※ 20 年 月 日 ※振込超過がある場合は、休止処理ができないため返戻が必要。	

記入者	☐ 【休止(長期欠席)】	
学校	休止開始年月 20 年 月	

記入者	☐ 【休止(長期履修学生の貸与先送り※)】 (奨学生の自署が必要)	
奨学生	中断希望年月 20 年 月分から	
学校	卒業期 20 年 月(見込) ※対象は長期履修学生のうち第一種奨学金及び貸与期間が標準 準修得年限の第二種奨学金です。	

☐ 【休止(留学)】	
【留学情報】学校記入欄。該当するものを☑で選択する。	
国名	
留学時の身分※1	☐ 休学 ☐ 留学 ☐ 在学
上記で選択した身分の期間※2	1. 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 (2. 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日)
国費情報 (ある場合のみ) ※3	☐ 海外留学支援制度 ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 20 年 月 ~ 20 年 月
留学奨学金継続願提出	☐ 有 ☐ 無
第二種奨学金【短期留学】申請	☐ 有 ☐ 無

※1 通常はいずれか1つに☑を付ける。留学中に複数の身分が存在する場合は☑を付けず、□内に時系列順に1又は2の番号を付ける。「記入例」参照。
※2 通常は1に「留学時の身分」欄で☑を付けた期間を記入する。「休学」を選択した場合は休学期間、「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。「留学時の身分」欄に☑でなく1又は2の番号を付けた場合は、番号と対応する期間を本欄の1.及び2.に記入する。「記入例」参照。
※3 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。
(注)振込超過がある場合は、休止処理ができないため返戻が必要。

学校記入欄(復活を除く全異動種別共通)

振込超過	☐ 有 ☐ 無	20 年 月 ~ 20 年 月
※振込超過がある場合は異動の入力を行わず、「振込金受取書」のコピーとともに「異動願(届)」を本機構に送付してください。組戻しを依頼した場合は入力せず送付してください。		
連絡事項記入欄		

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名

関係課長名※

(機構使用欄)

最終振込年月	第一種: 20 年 月 第二種: 20 年 月
振込超過	第一種: か月 第二種: か月
要返戻金額	第一種: 円 第二種: 円

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
-		
()		

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

提出先	郵送の要否	スカラAC入力
異動・補導係	異動種別による	異動種別による

[様式1-2]

復活の異動願(届)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり願出(届出)いたします。

☐ 返還誓約書の機構送付(学校記入項目。送付済の場合は☒。返還誓約書を送付していない場合、本願(届)を作成できません。)

学校名		学籍番号		届出年月日	20 年 月 日
学部・学科 (課程・研究科)		フリガナ		生年月日	西暦 年 月 日
奨学生番号 ※併用貸与の者はそれぞれの奨学生番号を記入。		氏名 (自署)		学年	年
①	0	②	0	(奨学生の自署が必要)	

以下、該当する異動種別及び異動事由を☒で選択。太枠は必須。

記入者	☐ 【休止(通常の休学)からの復活】				
奨学生	復活の開始※ (大学院のみ選択可)	☐ 学籍上の日付 (☐ 卒業に合わせる)	※大学院以外のもので記入があった場合は無効とし、「学籍上の日付」として処理します。 なお、大学院のもので未選択で提出された場合は「卒業に合わせる」として処理します。		
学校	休 学 日	20 年 月 日	※休止時に振込超過がある場合は、返戻が必要。		
	復 学 日	20 年 月 日			
	卒 業 期	20 年 月 (見込)			

記入者	☐ 【休止(留学)からの復活】				
奨学生	復活の開始※ (大学院のみ選択可)	☐ 学籍上の日付 (☐ 卒業に合わせる)	※大学院以外のもので記入があった場合は無効とし、「学籍上の日付」として処理します。 なお、大学院のもので未選択で提出された場合は「卒業に合わせる」として処理します。		
	復活希望年月※ 20 年 月	※海外留学支援制度・官民協働海外留学支援制度の受給者、及び学籍上の身分が「留学」又は「在学」の者が適 及復活を希望する場合のみ記入。その他の記入は無効。			
学校	卒業期	20 年 月 (見込)	【留学情報】欄 記入上の注意		
	国 名			※1 通常はいずれか1つに ☒ を付ける。 留学中に複数の身分が存在する場合は ☒ を付けず、 ☐ 内に時系 列順に1又は2の番号を付ける。「記入例」参照。 ※2 通常は1.に「留学時の身分」欄で ☒ を付けた期間を記入す る。 「休学」を選択した場合は休学期間、「留学」を選択した場合は 「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は 記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間 を記入する。「留学時の身分」欄に ☒ でなく1又は2の番号を付け た場合は、番号と対応する期間を本欄の1.及び2.に記入する。 「記入例」参照。 ※3 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。 (注) 休止時に振込超過がある場合は、返戻が必要。	
	留学時の身分※1	☐ 休学 ☐ 留学 ☐ 在学			
	上記で選択した 身分の期間※2	1. 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 (2. 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日)			
	国費情報 (ある場合のみ) ※3	☐ 海外留学支援制度 ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 20 年 月 ~ 20 年 月			
	留学奨学金継続願提出	☐ 有 ☐ 無			
第二種奨学金【短期留学】申請	☐ 有 ☐ 無				

記入者	☐ 【休止(長期欠席)からの復活】				※ 卒業予定期が長期欠席前と比べて延期 している場合は復活不可。
学校	復活年月	20 年 月	卒業期※	20 年 月 (見込)	

記入者	☐ 【休止(長期履修学生の貸与先送り)からの復活】				※1 復活年月は奨学生本人が希望する 任意の年月。 ※2 「休止」時点から卒業期が延期してい ないことを確認。
学校	復活年月※1	20 年 月	卒業期※2	20 年 月 (見込)	

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名

関係課長 (※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号 (担当者名)	学校番号	区分
()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適
正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入
者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲
内においてあなたの情報が提供されます。

(機構使用欄)

最終振込年月	第一種: 20 年 月
	第二種: 20 年 月
振込超過 ☐ 有 ☐ 無	第一種: か月
	第二種: か月
要返戻金額	第一種: 円
	第二種: 円

提出先	郵送の要否	スカラAC入力
異動・補導係	必要	不要

「異動願(届)」の記入・入力上の注意点(学校担当者向け)

「異動願(届)」の記入上の注意点

1. 異動種別ごとの入力・送付の要否、学校による代筆の可否は下表をご確認ください。なお、異動種別ごとの「異動始期」(奨学金の受領資格を失う年月)については、別紙「**異動願(届)の記入例**」における各種別の「注意点」をご確認ください。

異動種別	入力要否	送付要否	代筆可否
退学	必要	必要(学校コピー保管)	可
辞退	必要	不要(学校保管)／短縮卒業(修了)は必要	不可／短縮卒業(修了)のみ可
死亡	必要	必要(学校コピー保管)	代筆のみ
休止	必要	不要(学校保管)	可／長期履修学生の貸与先送りのみ不可
復活	不可	必要(学校コピー保管)	不可

2. 「異動願(届)」下部の学校証明年月日、学校名、関係課長名を必ず記入してください。

3. 「異動願(届)」右下に学校担当者名、電話番号、学校番号(学校校舎区分)を記入してください。

4. 振込超過の有無を確認してください。**振込超過がある場合は、スカラACから異動の入力を行うことができません。** 返戻の手続きを指導してください。

「異動願(届)」の入力上の注意点

1. 異動(復活以外)の入力前には、必ずスカラACから「**振込保留**」の入力を行い、おおむね15分経過後、必ず「**異動願(届)処理結果確認**」画面で処理結果を確認してください。

2. 「異動願(届)」の記載内容を確認し、学校記入欄を記入後、スカラACから異動の入力を行ってください。入力が可能な日については、学校担当者向け奨学金事務担当者ページの「スケジュール」に掲載しています。なお、**スカラACからの異動入力には以下の規則がありますので、必ずご確認ください。**

(1) 振込保留の入力規則

振込保留は、入力を行う月の翌月以降の振込みを止めるものです。

例：2022年8月の「学校入力限度日」までに振込保留の入力を行うと、2022年9月以降の振込みが止まる。
2022年10月以降の振込みを止めたい場合は、2022年9月になってから、2022年9月の「学校入力限度日」までに振込保留の入力を行う必要がある。

「学校入力限度日」経過後に振込みを止める必要が生じた場合は、振込保留では対応できないため、「**組戻し**」の手続きを行う必要があります。

(2) 異動入力前の学種状態が「奨学金振込中」又は「保留中」の際の入力規則

異動始期として設定できるのは、最後に振込みのあった月の翌月のみです。

最後に振込みのあった月は、スカラAC「奨学生一覧」の「前回振込年月」から確認できます。ただし、「組戻し」を行った場合の「前回振込年月」は、実際に最後に振込みのあった月と一致しません。

例：最後に振込みのあった月が2022年9月の場合、設定できる異動始期は2022年10月のみ。

- ・2022年9月30日付退学、2022年10月1日付休学の場合は、異動始期が2022年10月であるため、問題なく「退学」「休止」の入力を行うことが可能。
- ・2022年8月31日付退学、2022年9月1日付休学の場合は、異動始期が2022年9月であるため、そのとおりに入力すると、「異動願(届)処理結果確認」画面に「振込超過となる異動始期です」というエラーが表示される。
⇒2022年9月の振込超過金を返戻させ、「振込金受取書」のコピーと「異動願(届)」を異動・補導係まで送付。スカラACからの入力は不要。

(3) 異動入力前の学種状態が「休・停止中」の際の入力規則

選択できる異動種別は「退学」「辞退」「死亡」「廃止」の4種類です。「休・停止中」の状態では「振込保留」、「休止」又は「停止」の入力を行うことはできません。

異動始期として設定できるのは、「休止」又は「停止」の異動始期以降の年月です。

例：2021年4月から「休止」中の場合

- ・2021年4月以降の年月を「退学」「辞退」「死亡」「廃止」の異動始期として設定することが可能。
- ・入力を行う月の翌々月以降の異動始期での入力はできない。したがって、入力する月が2022年8月の場合に設定できる異動始期は、2021年4月から2022年9月まで。

「退学」の異動始期は、「休・停止中」の場合であっても退学日／除籍日の翌月(月の初日はその月)となります。

「休・停止中」の「辞退」の異動始期は、スカラACから「辞退」の入力を行う月の翌月となります。

「退学」は、「休止」又は「停止」の異動始期に遡って入力すると、返還開始も遡り、初回返還時から延滞金が発生する可能性がありますので、十分にご注意ください。なお、「辞退」は、スカラACから入力する時期が、「休止」又は「停止」の異動始期から2年を経過する場合は、スカラACから入力せず、異動願(届)を機構へ送付してください。

また、「休止」又は「停止」時の振込超過がある状態で「退学」「辞退」「死亡」「廃止」の入力を行うことはできません。このような場合は奨学生に振込超過金を返戻させ、「振込金受取書」のコピーと振込超過発生時の「異動願(届)」等、そして、貸与終了に係る「異動願(届)」等を異動・補導係まで送付してください。

3. スカラACからの異動入力後、おおむね15分経過後に、必ず「異動願(届)処理結果確認」画面で処理結果を確認してください。エラーが出ている場合は前記2.の入力規則を確認のうえ、再度入力を行うか、入力が不可能な場合は「異動願(届)」を異動・補導係まで送付してください。

「異動願(届)」の記入例

退学、辞退、死亡、辞退(短期卒業・修了)

【 退 学 】

記入者	☒ 【 退 学 】	
奨学生	☐ 病気 ☒ 一身上 ☐ 経済事情 ☐ その他	
学校	退学日／除籍日	20 22 年 9 月 21 日
	※「決定日」は、授業料未納により退学日／除籍日が遡る場合に記入。 (休学から復学せず退学／除籍となり、その日付が遡る場合も同様に記入。) 決定日に基づいた異動始期で「退学(除籍)」の入力をしてください。 ●授業料未納により退学日／除籍日が遡りますか、いいえ → 記入不可 はい ↓ 記入必須	
	退学／除籍 決定日	20 年 月 日

●退学／除籍の注意点

・異動始期は退学日／除籍日の翌月（月の初日はその月）。上記例の異動始期は2022年10月。2022年9月1日の場合は2022年9月。

・退学日／除籍日に基づく異動始期の前月以前の振込みが保留されている場合は、「停止」（事由：異動処理都合）を入力後、「退学」の入力を行う。

（例）3月31日付退学だが1月分より保留中

⇒ × 1月を異動始期とする「退学」

○ 1月を異動始期とする「停止」（事由：異動処理都合）を入力後、4月を異動始期とする「退学」を入力。

・授業料未納により退学日／除籍日が遡る場合は、必ず「退学／除籍決定日」欄も記入。退学／除籍決定日の翌月（月の初日はその月）を異動始期とする「退学」の入力をしてください。

「休止」「停止」中の場合も同様の取扱いが可能。

【 辞 退 】

記入者	☒ 【辞退】(奨学生の自署が必要)	
奨学生	☐ 病気 ☒ 経済事情 ☐ 一身上 ☐ 他奨学生採用 ☐ その他	
学校	最終受領希望年月	20 22 年 9 月 分迄
	卒業期※	20 26 年 3 月 (見込)
	※ 学籍確認のため卒業期の記入は必須。 すでに退学／除籍が決定しているが退学日／除籍日に基づく異動始期の前月以前の振込みが保留されており、最終振込年月までで辞退する場合は、左欄「退学日／除籍日」を記入。	

●辞退の注意点

・奨学生本人の自署が必要。

・奨学生本人による「最終受領希望年月」欄の記入が必要。

・学校による「卒業期」欄の記入が必要。

・異動始期は最終受領希望年月の翌月。

上記例の異動始期は2022年10月。
 ・「休止」又は「停止」中の「辞退」の異動始期は、「辞退」の入力を行う月の翌月。ただし、「休止」又は「停止」の期間が2年（大学院で留学を事由とする「休止」は3年）を超える場合の「辞退」については、2年（大学院で留学を事由とする「休止」は3年）を超えた月が異動始期となるため、そのようにできない場合は入力せず「異動願(届)」を送付する。

（例1）2020年10月から「休止」で、2022年5月にスカラACから「辞退」入力。

⇒異動始期2022年6月

（例2）2020年10月から「休止」で、2022年11月にスカラACから「辞退」入力。

⇒異動始期2022年10月とすべきだが自動的に2022年12月になるため、入力せず「異動願(届)」を送付（大学院で留学を事由とする「休止」の場合を除く。）。

・辞退後、卒業期までの返還期限猶予を希望する場合は、スカラPSによる在学猶予願又は在学届を提出。提出がないと在学中であっても返還が開始される。

【 死 亡 】

記入者	☒ 【 死 亡 】	
学校	☒ 病気 ☐ その他	
	死亡日	20 22 年 9 月 2 日

●死亡の注意点

・異動始期は死亡日の翌月（月の初日はその月）。上記例の異動始期は2022年10月。2022年9月1日の場合は2022年9月。

・組戻しが間に合う場合は、本来の異動始期の前月以前を異動始期とすることも可能。
 上記例の場合、2022年9月を異動始期とすることも可能。

【 辞 退(短縮卒業・修了) 】

記入者	☒ 【辞退(短縮卒業・修了)】	
学校	卒業日／修了日	20 23 年 3 月 25 日

●辞退（短縮卒業・修了）の注意点

・異動始期は卒業日／修了日の翌月（月の初日はその月）。□

上記例の異動始期は2023年4月。2023年3月1日の場合は2023年3月。

・短縮卒業・修了の場合は「異動願(届)」の送付が必要。

「異動願(届)」の記入例「休止」

【 休止(通常の休学) 】

記入者	☒ 【休止(通常の休学)】	
奨学生	☒ 病気 ☐ 一身上 ☐ 経済事情 ☐ その他	
学校	休学日※	20 22 年 10 月 1 日

※振込超過がある場合は、休止処理ができないため返戻が必要。

●休止（通常の休学）の注意点

- ・異動始期は休学日の翌月（月の初日はその月）。上記例の異動始期は2022年10月。2022年10月2日の場合は2022年11月。
- ・併用貸与の奨学生は両方の奨学生番号の記入が必要。片方のみの「休止」は不可。
- ・「休止」から2年以内に「復活」の見込がない場合は「辞退」の指導が必要。

【 休止(長期欠席) 】

記入者	☐ 【休止(長期欠席)】	
学校	休止開始年月	20 22 年 10 月

●休止（長期欠席）の注意点

- ・異動始期は最終振込年月（学校が長期欠席を把握した月）の翌月。上記例の異動始期は2022年10月。
- ・併用貸与の奨学生は両方の奨学生番号の記入が必要。片方のみの「休止」は不可。
- ・「休止」から2年以内に「復活」の見込がない場合は「辞退」の指導が必要。

【 休止(長期履修奨学生の貸与先送り) 】

記入者	☒ 【休止(長期履修学生の貸与先送り※)】 (奨学生の自署が必要)	
奨学生	中断希望年月	20 22 年 4 月分から
学校	卒業期	20 26 年 3 月(見込)

※対象は長期履修学生のうち第一種奨学金及び貸与期間が標準修得年限の第二種奨学金です。

●休止（長期履修学生の貸与先送り）の注意点

- ・奨学生本人の自署が必要。
- ・異動始期は奨学生本人が希望する任意の年月。
- ・併用貸与の奨学生は両方の奨学生番号の記入が必要。片方のみの「休止」は原則として不可。
- ・「休止」から2年以内に「復活」の見込がない場合は「辞退」の指導が必要。
- ・「休止」時点で長期履修課程の卒業期を確認。

【 休止(留学) 】

☒ 【休止(留学)】	
【留学情報】 学校記入欄。該当するものを ☒ で選択する。	
国名	アメリカ合衆国
留学時の身分※1	☒ 休学 ☐ 留学 ☐ 在学
上記で選択した身分の期間※2	1. 20 22 年 10 月 1 日 ~ 20 23 年 9 月 30 日 (2. 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日)
国費情報 (ある場合のみ) ※3	☒ 海外留学支援制度 ☐ 官民協働海外留学支援制度
受給期間: 20 22 年 10 月 ~ 20 23 年 9 月	
留学奨学金継続願提出	☐ 有 ☒ 無
第二種奨学金(短期留学)申請	☐ 有 ☒ 無

※1 通常はいずれか1つに☒を付ける。留学中に複数の身分が存在する場合は☒を付けず、☐内に時系列順に1又は2の番号を付ける。「記入例」参照。
 ※2 通常は1に「留学時の身分」欄で☒を付けた期間を記入する。「休学」を選択した場合は休学期間、「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。「留学時の身分」欄に☒でなく1又は2の番号を付けた場合は、番号と対応する期間を本欄の1.及び2.に記入する。「記入例」参照。
 ※3 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。
 (注) 振込超過がある場合は、休止処理ができないため返戻が必要。

●休止（留学）の注意点

- ・異動始期は留学時の身分により異なる。
 休学：休学日の翌月（月の初日はその月）
 留学：留学の身分に異動する日の翌月（月の初日はその月）
 在学：学校で把握する留学開始日の翌月（月の初日はその月）
- ・併用貸与の奨学生は両方の奨学生番号の記入が必要。片方のみの「休止（留学）」は原則として不可。
- ・「休止（留学）」から2年以内に（大学院は3年以内）に「復活」の見込がない場合は「辞退」の指導が必要。
- ・【留学情報】欄は学校でもれなく記入。
- ・海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度の支給を受ける場合は、「国費情報」欄の該当する経費に☒を付け、受給期間を記入。
- ・3か月未満の留学の場合や海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度の支給を受ける期間、及び学籍の身分が「留学」又は「在学」の期間は「休止（留学）」不要。ただし、奨学生本人の希望により「休止（留学）」とすることも可能。

- ・「留学時の身分」欄は、通常はいずれか1つに☒を付け、その身分の期間を「上記で選択した身分の期間」欄の1に記入する（上図参照）。多くの場合、留学時の身分は1種類であり、渡航期間はその身分の期間に収まるが、1つの留学のなかに複数の身分が存在する場合は、該当する身分の☐内に時系列順に1又は2の番号を付け、その番号に対応する「上記で選択した身分の期間」を記入する。

(例：複数の身分が存在する場合の書き方)

☒ 【休止(留学)】	
【留学情報】 学校記入欄。該当するものを ☒ で選択する。	
国名	アメリカ合衆国
留学時の身分※1	☒ 2 休学 ☐ 留学 ☒ 1 在学
上記で選択した身分の期間※2	1. 20 22 年 8 月 15 日 ~ 20 22 年 9 月 30 日 (2. 20 22 年 10 月 1 日 ~ 20 23 年 9 月 30 日)

↑休学前に在学の身分で渡航し、学校がそれを留学と認めて「休止（留学）」とする場合はこのように記入する（「休止（留学）」の異動始期は2022年9月）。一方、留学が休学後に始まる場合は身分「休学」を☒で選択し、「上記で選択した身分の期間」欄の1に休学期間のみを記入する（上図に同じ。「休止（留学）」の異動始期は2022年10月）。

「異動願(届)」の記入例「復活」

【 休止(通常の休学)からの復活 】

記入者	☒ 【休止(通常の休学)からの復活】		
奨学生	復活の開始※ (大学院のみ選択可)	☐ 学籍上の日付 (☒ 卒業に合わせる)	※大学院以外の者で記入があった場合は無効とし、「学籍上の日付」として処理します。 なお、大学院の者で未選択で提出された場合は「卒業に合わせる」として処理します。
学校	休 学 日	20 21 年 10 月 1 日	※休止時に振込超過がある場合は、返戻が必要。
	復 学 日	20 22 年 4 月 1 日	
	卒 業 期	20 26 年 3 月 (見込)	

● 休止 (通常の休学) からの復活の注意点

①奨学生本人の自署が必要。②「復活の開始」は、大学院のみ選択可。③「復活」可能な時期は、学籍日の翌月／月の初日はその月。

【 休止(留学)からの復活 】

記入者	☒ 【休止(留学)からの復活】		
奨学生	復活の開始※ (大学院のみ選択可)	☐ 学籍上の日付 (☒ 卒業に合わせる)	※大学院以外の者で記入があった場合は無効とし、「学籍上の日付」として処理します。 なお、大学院の者で未選択で提出された場合は「卒業に合わせる」として処理します。
	復活希望年月※ 20 年 月	※海外留学支援制度・官民協働海外留学支援制度の受給者、及び学籍上の身分が「留学」又は「在学」の者が遡 及復活を希望する場合のみ記入。その他の記入は無効。	
学校	卒業期	20 26 年 3 月 (見込)	【留学情報】欄 記入上の注意
	国 名	アメリカ合衆国	
	留学時の身分※1	☒ 休学 ☐ 留学 ☐ 在学	
	上記で選択した 身分の期間※2	1. 20 22 年 10 月 1 日～ 20 23 年 9 月 30 日 (2. 20 年 月 日～ 20 年 月 日)	
	国費情報 (ある場合のみ) ※3	☒ 海外留学支援制度 ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 20 22 年 10 月 ～ 20 23 年 9 月	
	留学奨学金継続願提出	☐ 有 ☒ 無	
第二種奨学金(短期留学)申請	☐ 有 ☒ 無		※1 通常はいずれか1つに ☒ を付ける。 留学中に複数の身分が存在する場合は ☒ を付けず、 ☐ 内に時 系列順に1又は2の番号を付ける。「記入例」参照。 ※2 通常は1.に「留学時の身分」欄で ☒ を付けた期間を記入す る。 「休学」を選択した場合は休学期間、「留学」を選択した場合は 「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間 を記入する。「留学時の身分」欄に ☒ でなく1又は2の番号 を付けた場合は、番号と対応する期間を本欄の1.及び2.に記入 する。「記入例」参照。 ※3 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。 (注) 休止時に振込超過がある場合は、返戻が必要。

● 休止 (留学) からの復活の注意点 (【留学情報】欄の注意点は「休止 (留学)」と共通)

①奨学生本人の自署が必要。②「復活の開始」は、大学院のみ選択可。③「復活」可能な時期は、学籍日の翌月／月の初日はその月。

【 休止(長期欠席)からの復活 】

記入者	☒ 【休止(長期欠席)からの復活】		
学校	復 活 年 月	20 23 年 1 月	卒 業 期※
			20 24 年 3 月 (見込)

● 休止 (長期欠席) からの復活の注意点

- ・奨学生本人の自署が必要。
- ・復活年月は学校が把握する通学再開の時期。奨学生本人の選択ではない。
例えば、1月から通学を再開した奨学生が長期欠席中の11月からの振込再開を希望しても認められない。
- ・卒業期が長期欠席前と比べて延期している場合は「復活」不可。
成績を理由とした「廃止」又は「停止」の認定報告が必要。
- ・長期欠席で休止した期間は、貸与期間に通算される。

【 休止(長期履修学生の貸与先送り)からの復活 】

記入者	☒ 【休止(長期履修学生の貸与先送り)からの復活】		
学校	復 活 年 月※1	20 23 年 1 月	卒 業 期※2
			20 24 年 3 月 (見込)

● 休止 (長期履修学生の貸与先送り) からの復活の注意点

- ・奨学生本人の自署が必要。
- ・復活希望年月は奨学生本人が希望する任意の年月。
- ・「休止」時点から卒業期が延びていないことを確認。